

千葉市告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、次のとおり指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2号の規定により告示します。

令和5年2月15日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定の種類
地域生活支援センターみらい工房 千葉県千葉市中央区生実町1821番地1	社会福祉法人みらい工房 千葉県千葉市中央区生実町1821番地1 平井 晋也	令和5年3月31日	1230100768	特定相談支援
			1270100439	障害児相談支援